

公立大学法人宮城大学資金管理規程

平成21年4月1日

規程第83号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の資金調達と運用に関して必要な事項を定め、その業務の安全かつ円滑、効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人の資金調達及び運用に関しては、公立大学法人宮城大学会計規程（平成21年宮城大学規程第76号。以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 資金管理とは、会計規程第30条第2項に規定する資金の調達と運用に関するすべての業務をいう。

(資金管理方針)

第4条 理事長は、安全性、流動性及び効率性に基づいて資金管理を行うため、資金管理方針を作成する。

2 資金管理方針は、経営審議会の審議の後、理事会の議を経て決定する。

(資金管理計画)

第5条 財務責任者（会計規程第8条第2項に規定する財務責任者をいう。以下同じ。）は、前条の資金管理方針に基づき、次に掲げる事項を検討し、当該年度の資金管理計画を作成する。

- 一 短期的な資金需要に対する短期借入の必要性及び資金調達に必要な事項
- 二 長期的な資金需要に対する宮城県からの資金借入及び資金調達に必要な事項
- 三 余剰資金の運用に必要な事項

2 前項の当該年度の資金管理計画は、年次、四半期及び月次ごとに作成し、収入の種類、収納の時期及び金額、支出の時期及び金額その他必要な事項を明記するものとする。

3 資金管理計画を見直す場合の手続は、前2項の規定を準用する。

(資金管理計画の実績報告)

第6条 財務責任者は、四半期ごとに資金管理実績を理事長に報告しなければならない。

2 財務責任者は、資金管理計画を見直す必要があると認めたとき及び毎事業年度終了後に、資金管理の実績を理事長に報告しなければならない。

(資金調達)

第7条 法人の運営に要する資金は、運営費交付金、設備費補助金、学生納付金、受託事業等、受託研究等、寄附金、補助金及びその他の収入によって調達する。

(長期借入金)

第8条 理事長は、第5条第1項の資金管理計画に基づき、長期借入金の必要を認めたとき

は、経営審議会による審議の後、理事会の議を経て宮城県と協議する。

(短期借入金)

第9条 財務責任者は、一時的資金の不足を調整するため、会計規程第31条に規定する短期借入を行う場合は、借入先、借入金額、借入利率、返済期限及び担保の有無等を決定する。

(資金の運用)

第10条 資金は、資金管理方針及び資金管理計画に基づき、適切に管理して安全有利に運用しなければならない。

(資金運用の対象)

第11条 法人の資金運用の対象は、次のとおりとする。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）及び地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号。以下「施行規則」という。）第5条に定める有価証券の取得
 - 二 銀行及び施行規則第6条に規定する金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 2 資金運用方法の選択、銀行等の選択、限度額及び預入期間の基準については別に定める。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するための必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日 第209回理事会）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。